

軽自動車税(種別割)の減免について

身体に障害のある方が運転する軽自動車等、または身体障害者等の通院・通学等のために、その方と生計を同一にする方が運転する軽自動車等について、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。
ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて障害者1人につき1台に限ります。

(手続きに必要なもの)

- ・減免申請書
 - ・納税通知書
 - ・印鑑
 - ・身体障害者手帳等の写し
 - ・運転者の運転免許証の写し
 - ・車検証の写し
- (※法人の方が申請する場合は、車両構造の確認できる写真や運行日誌等の添付が必要になります。)

※申請時には納税義務者の個人番号の確認と身元確認をさせていただきます。
マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード+顔写真付き身分証明書(運転免許証など)をご持参ください。

本人確認(番号確認+身元確認)ができない場合、受付できないこともありますのでご注意ください。

(減免申請期限)

- ※ 毎年納期限(5月31日)までに申請が必要。(納期限が土日・祝日にあたる場合は次の平日)

①身体障害者手帳による区分

障害の区分	障害の級別(該当する障害の程度)					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○	×	×
聴覚障害		○	○	×		×
平衡機能障害			○		×	
音声機能障害			○	×		
上肢不自由	○	○	×	×	×	×
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○	×	×	×	×
	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害	○		○	×		
じん臓機能障害	○		○	×		
呼吸機能障害	○		○	×		
ぼうこう又は直腸機能障害	○		○	×		
小腸の機能障害	○		○	×		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	×		
肝機能障害	○	○	○	×		

※身体は本人、家族、常時介護ともに対象範囲は同じです。

※障害の区分が複数にわたる場合は、障害ごとの等級で判断します。

②療育手帳による区分

障害の区分	障害の程度(総合判定)			
	A1	A2	B1	B2
知的障害	○	○	×	×

※家族運転のみ

③精神障害者保健福祉手帳による区分

障害の区分	障害の級別		
	1級	2級	3級
精神障害	○	×	×

※家族運転のみ、また本人が自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方に限ります。